

岩木川で悪質な不法投棄を発見 ～河川敷に廃タイヤ8本～

6月7日（月）9時00分頃、北津軽郡鶴田町大巻鳥林地内の岩木川右岸29.5k付近（十川合流点上流）において、廃タイヤ8本の不法投棄を河川愛護モニターからの情報提供を受けて確認しました。

岩木川への廃タイヤの不法投棄は、弘前市大字船水字横船地内（城北大橋下流）で、3月29日に17本、4月14日に15本が発見されており、相次ぐ不法投棄の発生で青森河川国道事務所では監視を強化しております。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 令和3年6月7日（月）9時00分頃
- ②発見場所 北津軽郡鶴田町大巻鳥林地内 岩木川右岸29.5k付近（十川合流点上流）
- ③投棄状況 廃タイヤ 8本
- ④措置状況 本日、現地に警告看板を設置
- ⑤その他 直近（6月3日（木））の当局巡視においては異常は確認されておりません。

※ 不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

※発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社
問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

副所長（河川担当） 金 真一郎

TEL017-734-4521（代表）

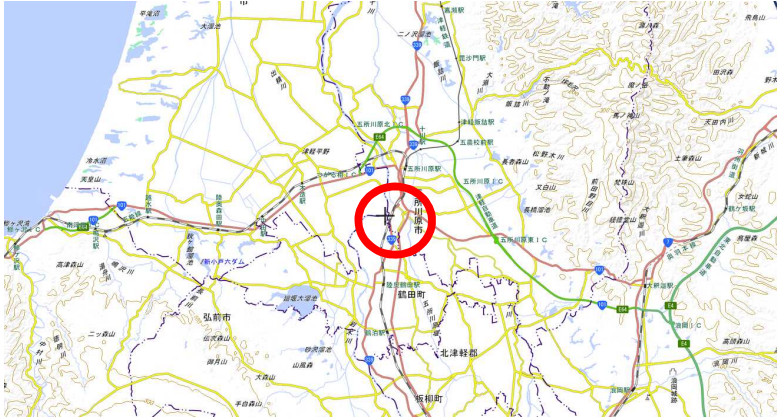
河川管理課長 田村 公仁

TEL090-3123-8603（直通）

不法投棄現場 位置図

北津軽郡鶴田町大巻鳥林 地内
(岩木川水系岩木川右岸 29.5km付近)

【広域図】



不法投棄箇所

【拡大図】



●状況写真

【広域】



【拡大写真 (廃タイヤ8本)】

